

御坊市新婚世帯住宅取得エール補助金に関するQ&A

Q. 令和6年4月1日から令和7年12月31日の間で婚姻し、その時は夫婦ともに29歳以下であったが、60万円にならないのか。

A. 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した夫婦を対象としておりますので、上限30万円です。

Q. 当年度中に住宅取得ができない(間に合わない)は、補助金はもらえないのか。

A. 翌年度に限り、補助金を受けることができます。

ただし、以下のとおり条件があります。

・当年度中に補助金の認定申請を行い、認定通知を受けていること。

※資格認定申請の提出が、補助金の交付を決定するものではございません。

Q. 再婚の世帯は対象になりますか？

A. 対象となります。ただし、夫婦の双方または一方が、同様の補助金を受けたことがある(他市町村での補助を含む)場合は、対象となりません。

Q. 夫婦以外の名義で契約した、または支払った費用は補助の対象になりますか？

A. 対象となりません。

Q. 夫婦の一方または双方の親族が同居する場合は、対象となりますか？

A. 対象となります。ただし、住宅取得に係る契約や支払いについて、夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

Q. 「所得」とは、何を指しますか？

A. 本補助金における「所得」とは次のとおりです。個人に複数の所得がある場合(例: 給与収入と一時所得など)は、これらをすべて合算します。

・給与所得者の場合: 1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

・自営業者の場合: 1年間の売上金額－必要経費

Q. 補助金の上限額になるまで何度も申請できますか？

A. 上限に達していなくても初回限りです。

Q. 戸籍謄本はどこで請求できますか？

A. 本籍地のある市町村に請求してください。

Q. 婚姻届受理証明書はどこで請求できますか？

A. 婚姻届を提出した市町村に請求してください。

Q. 所得証明書、納税証明書はどこで請求できますか？

A. 直近の1月1日に住民票のあった市町村に請求してください。